

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																	
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容									
						(2)(1)でケに○をした場合、その内容										(2)(1)でケに○をした場合、その内容								
該当団体	20	20	20	20	17	0	11	9	12	10	18	9	0	0	8	8	16	6	2	0	1	0	3	3
鳥取県	鳥取市	教育委員会事務局 学校保健給食課	0857-20-3376	kyo-hokyu@city.tottori.lg.jp	https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1452576633471/index_k.html		○		○	○	○						○							
鳥取県	米子市	学校教育課	0859-23-5434	gakkyo@city.yonago.lg.jp	http://www.city.yonago.lg.jp/9377.htm			○		○							○							
鳥取県	倉吉市	教育委員会事務局 学校教育課 学務係	0858-22-8166	gakkou@city.kurayoshi.lg.jp	http://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/kyouiku/gakkou/		○	○	○	○	○						○							
鳥取県	境港市	境港市教育委員会事務局 学校教育課 学務係	0859-47-1085	gakkoukyouiku@city.sakaiminato.lg.jp	http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=108812		○	○	○	○	○						○	○						
鳥取県	岩美町	岩美町教育委員会	0857-73-1301	gakkoukyouiku@iwami.gr.jp	http://www.iwami.gr.jp/		○	○	○	○	○						○	○						
鳥取県	若桜町	教育委員会事務局	0858-82-2213	kyouiku@town.wakasa.lg.jp	http://www.town.wakasa.tottori.jp				○	○	○						○							
鳥取県	智頭町	教育委員会事務局教育課	0858-75-3112	kyouiku@town.chizu.tottori.jp				○	○	○	○							○						
鳥取県	八頭町	教育委員会事務局 学校教育課	0858-84-1231	gakkou-kyouiku@town.yazu.tottori.jp	http://www.town.yazu.tottori.jp/1267.htm		○				○						○							
鳥取県	三朝町	教育総務課	0858-43-3510	kyouiku@town.misasa.tottori.jp					○	○							○						○	新入学児童について、就学時健診の結果送付時に制度案内を同封して制度をお知らせし、各小学校の入学説明会で制度について詳細を説明する。
鳥取県	湯梨浜町	湯梨浜町教育委員会教育総務課	0858-35-5365	kyouiku@town.yurihama.lg.jp	http://www.yurihama.jp		○	○			○	○					○	○						
鳥取県	琴浦町	琴浦町教育委員会事務局 教育総務課	0858-52-1160	kyouikusoumu@town.kotoura.tottori.jp	http://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/kyouikusoumu/		○	○			○						○	○						
鳥取県	北栄町	教育総務課	0858-37-5870	kyouiku@e-hokuei.net	http://www.e-hokuei.net/2061.htm		○	○	○	○	○						○							
鳥取県	日吉津村	日吉津村教育委員会	0859-27-5956	kyouiku@hiezu.jp	http://www.hiezu.jp/index.php?view=3018		○				○	○					○							
鳥取県	大山町	大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課 学校教育室	0859-54-5211	gakkou@town.daisen.lg.jp				○			○						○							
鳥取県	南都町	教育委員会事務局 総務・学校教育課	0859-64-3787	kyouiku@town.tottori-nanbu.lg.jp	http://www.town.nanbu.tottori.jp/		○	○	○	○	○						○	○						
鳥取県	伯耆町	教育委員会事務局 総務学事室	0859-62-0927	kyouiku1@town.hoki.lg.jp	http://www.houki-town.jp/			○	○	○	○						○							
鳥取県	日南町	教育委員会事務局教育課	0859-82-1118	s1010@town.nichinan.lg.jp	http://www.town.nichinan.lg.jp/												○							
鳥取県	日野町	日野町教育委員会事務局	0859-72-2107	kyouiku@town.hino.tottori.jp	http://www.town.hino.tottori.jp/			○	○														○	前年度の認定者、学校から報告があった保護者に郵送で配布
鳥取県	江府町	教育課	0859-75-2223	kkyouiku@town-kofu.jp	http://www.town-kofu.jp/		○				○	○					○						○	・小学校新1年生については、入学前に書面を郵送し周知している。 ・町内の保育園に園児は保育園を通じて書面を配布している。
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	学校教育課	0859-23-5434	gakkyo@city.yonago.lg.jp	http://www.city.yonago.lg.jp/9377.htm				○		○						○							

		II 平成29年度準要保護認定基準																												
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して係数を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)	
該当団体	20	15	15	14	15	14	15	11	7	13	14	7	8	10	14	7	4	5	0	6	16	16	16	16	0	0	6	9	20	
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.3	その他	前年度	350					(1)イについては、市民税が非課税且つ、障がい者・寡婦・寡夫のいずれかに該当する者【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	15%未済
鳥取県	米子市																○				1.3	その他	その他	319					【基準額の時期】25年度当初の基準額【課税所得等の分類】総所得、退職所得、及び山林所得から社会保険料、生命保険料及び地震保険料を減じた額	25%未済
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	320						15%未済
鳥取県	境港市	○																			1.3	課税所得(税引き前)	3年前の年度	319			教育長が特に就学援助の必要があると認める場合(世帯や収入の状況により判断する)		20%未済	
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.3	その他	前年度	277			教育委員会・学校・民生委員で組織する認定協議会に意見	【課税所得等の分類】収入	10%未済	
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.3	その他	前年度	297			【課税所得等の分類】収入から基礎控除などの所得控除をした額		15%未済	
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.5	課税所得	前々年度	310						15%未済
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	244						15%未済
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	303			学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者。		15%未済	
鳥取県	湯梨浜町		○		○		○	○																			教育委員会が特に必要と認める場合(世帯状況・収入額等から総合的に判断する)		15%未済	
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.3	総所得(税引き前)	その他	293					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○											やむを得ない理由により所得が著しく減少、又は家族の病気等により支出が著しく増大した場合で教育委員会が援助する必要があると認めるもの。		10%未済	
鳥取県	日吉津村																○				1.3	総所得(税引き前)	前々年度	395						10%未済
鳥取県	大山町																○				1.3	課税所得	前々年度	320						10%未済
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	前々年度	304			教育委員会が特に給付する必要があると認めた者	【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未済	
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.5	課税所得	その他	323					【基準額の時期】H25当初の基準額	15%未済
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未済
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																15%未済
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					1.5	総所得(税引き前)	その他	300					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合																○				1.3	その他	その他	319					【基準額の時期】25年度当初の基準額【課税所得等の分類】総所得、退職所得、及び山林所得から社会保険料、生命保険料及び地震保険料を減じた額	25%未済

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																		
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額
該当団体	20	0	0	0	2	2	2	18	17	0	0	0	0	2	2	2	18	17	0	6	6	1	0	0	0	1	0	0	15	15	0	4	4	4	1	0	0	7
鳥取県	鳥取市						○	24,550									○	23,550		○	32,736						○	59,730								・学用品費・・・第1学年22,320(35%) その他の学年24,550(65%) ・通学費・・・最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額 ・修学旅行費・・・補助対象経費内(交通費・宿泊費・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行損害保険料並びに参加者全員が負担することになる経費)		
鳥取県	米子市						○	24,550									○	23,550									○	50,000	46,947						・学用品費 1年生22,320円、2～3年生24,550円			
鳥取県	倉吉市						○	22,320									○	23,550		○	20,000						○	40,000										
鳥取県	境港市						○	22,320									○	23,550									○	43,000										
鳥取県	岩美町						○	22,320									○	47,400		○	33,773						○	65,000										
鳥取県	若桜町						○	22,320									○	47,400									○	55,000										
鳥取県	智頭町						○	22,320									○	47,400				○						○	57,590	57,590								
鳥取県	八頭町						○	22,320									○	23,550									○	57,590	57,590									
鳥取県	三朝町						○	22,320									○	47,400									○	82,057										
鳥取県	湯梨浜町						○	22,320									○	23,550									○	70,000							通学費は対象費目としてあがっていない。			
鳥取県	琴浦町						○	22,320									○	23,550		○	0						○	62,156							・通学費の支給平均額は28年度実績(執行済額/支給者) ・通学費は実績なし			
鳥取県	北栄町						○	22,320									○	47,400									○	60,000										
鳥取県	日吉津村																																					
鳥取県	大山町			○	24,550	23,673							○	23,550	23,550												○	74,077										
鳥取県	南部町						○	22,320									○	47,400									○	72,365										
鳥取県	伯耆町						○	22,320									○	47,400									○	82,689							・修学旅行費については、28年度実績により算出。			
鳥取県	日南町						○	24,550									○	23,550		○	21,600						○	46,272										
鳥取県	日野町			○	22,320	22,320							○	47,400	23,550												○	76,348										
鳥取県	江府町						○	24,550									○	47,400		○	70,891						○	78,758							・【学用品費】1学年(22,320円)対象者4名、2～3学年(24,550円)対象者7名			
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合						○	24,550									○	23,550									○	50,000	46,947						・学用品費 1年生22,320円、2～3年生24,550円			

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに〇をした場合、その内容	
該当団体	20	19	1	1	2
鳥取県	鳥取市	○			
鳥取県	米子市	○			
鳥取県	倉吉市	○			
鳥取県	境港市	○			
鳥取県	岩美町	○			
鳥取県	若桜町	○			
鳥取県	智頭町	○			
鳥取県	八頭町	○			新入学する児童生徒の保護者を対象に、小学校は1万円、中学校は2万円の祝い金(商品券)の支給し、経済的な負担軽減を実施している。
鳥取県	三朝町	○			
鳥取県	湯梨浜町	○			
鳥取県	琴浦町		○	希望する児童への制服リサイクル	・生活困窮者自立相談窓口との連携(H27～) ・要保護児童対策地域協議会との連携(H19～)
鳥取県	北栄町	○			
鳥取県	日吉津村	○			
鳥取県	大山町	○			
鳥取県	南部町	○			
鳥取県	伯耆町	○			
鳥取県	日南町	○			
鳥取県	日野町	○			
鳥取県	江府町	○			
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○			